

# 平成25年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第4号

おいらせ町議会 平成25年第3回定例会記録

おいらせ町議会 平成25年第3回定例会記録				
招集年月日	平成25年9月13日(金)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成25年9月13日 午後 1時47分 議長宣告			
散 会	平成25年9月13日 午後 2時45分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	3 番	平 野 敏 彦
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	10 番	澤 頭 好 孝	11 番	立 花 國 雄
	12 番	柏 崎 利 信	13 番	西 館 秀 雄
	14 番	松 林 義 光	15 番	馬 場 正 治
不応招議員	なし			
出席議員	12名			
欠席議員	2番 田中正一		4番 檜山 忠	
	9番 吉村敏文		16番 佐々木光雄	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	西 館 芳 信
	分庁サービス課長	澤 上 訓	総 務 課 長	松 林 由 範
	環境保健課長	小 向 道 彦	企 画 財 政 課 長	小 向 仁 生
	介護福祉課長	松 林 泰 之	行 政 管 財 課 長	田 中 富 栄
	農林水産課長	泉 山 裕 一	まちづくり防災課長	中 野 重 男
	商工観光課長	澤 田 常 男	税 務 課 長	松 林 光 弘
	教 育 長	袴 田 健 志	教育委員会委員長	加 藤 正 志
	町 民 課 長	柏 崎 正 光	学 務 課 長	堤 克 人
	地域整備課長	倉 館 広 美	社会教育・体育課長	北 向 勝
	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生	農 業 委 員 会 会 長	中川原卓雄
	農業委員会事務局長	泉 山 裕 一	選挙管理委員会事務局長	田 中 富 栄
	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄
	監 査 委 員	名古屋 誠 一		



議員提出 議案の題目	11 陳情第5号 道州制導入に反対する意見書について	
	追加日程	
	13 発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書について	
開 議	午後 1時47分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	9 番 吉 村 敏 文 議 員	
	1 0 番 澤 頭 好 孝 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (袴田光雄君)	お疲れ様です。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	馬場副議長	ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、2番、田中正一議員、4番、 <b>檀山 忠</b> 議員、9番、吉村敏文議員、16番、佐々木光雄議員は欠席であります。 選挙管理委員長は、本日、所用のため欠席との申し出がありましたので、報告いたします。  (開会時刻 午後 1時47分)
議事日程報告	馬場副議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	馬場副議長	議事に入る前に、今定例会本会議並びに決算委員会の質疑の中で、議員からの質問に対し、答弁を一部保留した部分がありました。 この件について、保留部分の答弁をしたい旨、企画財政課長及び商工観光課長並びに病院事務長から答弁をしたい旨の申し入

	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>れがありましたので、これを許します。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>議長のお許しを得まして、改めて説明と答弁、そしておわびを申し上げたいと思います。</p> <p>10日に行われました報告及び議案の審議におきまして、3番、平野敏彦議員の報告第16号、平成24年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてのご質問、病院事業会計の資金剰余比率88.6%の率が正しいか否かの確認に対する答弁で、健全化判断比率と資金不足比率とを誤解いたしましてちぐはぐな答弁をしてしまいました。</p> <p>正しくは、不良債務比率と資金不足比率との名称の違いはあるにせよ、病院事務長が答弁した内容で正しく、流動資産額から流動負債額を引いた資金剰余金を、入院収益を初めとした料金的収入等の合算額、いわゆる事業規模で除した結果をパーセントであらわしたもので、その比率は88.6%で間違いございません。改めて答弁とし、ここにおわび申し上げます。</p> <p>また、議案第64号、平成25年度おいらせ町一般会計補正予算第2号についての審議におきまして、同じく3番平野敏彦議員のご質問、目的基金である減債基金を取り崩して繰上償還しているにもかかわらず、財源充当が一般財源で処理されている、その訳はという質問に対して、調べて答弁することとしておりました。</p> <p>その調べた結果を報告し、答弁といたします。</p> <p>総務省自治財務局財務調査課の資料によりますと、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金及び他会計からの繰入金は、一般財源として取り扱われるものとされておりまして。そのことから、町債の償還に充てるべく積み立てられている目的のある基金ではありますが、今回の補正において一般財源として取り扱いしたものであります。</p> <p>以後、このように不勉強が招いた失態とご迷惑を繰り返さないよう努めてまいりたいと思います。</p> <p>大変申しわけございませんでした。</p>
	<p>馬場副議長</p>	<p>次に、商工観光課長。</p>

	<p>商工観光課長 (澤田常男君)</p>	<p>同じく、10日に行われました議案第64号、平成25年度おいらせ町一般会計補正予算についての審議におきまして、3番、平野議員から質問がありましたおいらせブランドの認定品につきまして、答弁できていなかった部分がございますので、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、認定品の数ということでございますが、先日、10日にお話ししましたが、ことし6月に第3回目の認定審査会をやってございます。その認定審査会の分も含めて、現在43の認定品がございます。</p> <p>それから、主な認定品ということで、10日に答弁した答弁の中で誤りがありましたので、訂正しておわびいたします。</p> <p>だるま芋関連のへっちょこ汁も主な認定品ということで答弁しましたが、それにつきましては認定品ではございません。私の勘違いでございました。大変申しわけございませんでした。</p> <p>それから、認知品の販売実績はどうかということでございましたが、これにつきましては10日のほうでは、毎年度の販売実績というものを報告してもらっておりません。これまで3回、認定審査会をやっているわけなんですけれども、その認定審査会のほうに申請、出していただいた時点での販売数量につきましては、申請時に出していただいているものがありますので、これは資料として昨日お渡ししました資料のほうを参考にいただければと思います。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>大変申しわけございませんでした。</p>
	<p>馬場副議長</p>	<p>次に、病院事務長。</p>
	<p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>それでは、先ほどの予算委員会で平野委員にCTの定価についてご答弁を保留しておりましたので、それについてご報告申し上げます。</p> <p>日立の取扱店であるニューコン・メディカル商事のほうから、平成24年12月12日に取りました見積書によりますと、CT本体と、それから造影装置、それとその他のほかのコンピューター機器、これらの機器を含めた定価でございますけれども、これが1</p>

委員長報告		<p>2億9,585万4,240円でございます。それが、値引きが12億2,690万4,240円で、6,895万円、これに消費税を加えますと7,239万7,500円の見積もりが上がっております。それが入札を執行した結果、7,124万2,500円ということになっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場副議長	<p>病院事務長、冒頭、「先ほどの予算委員会で」というふうに言われましたけれども、決算委員会ではありませんか。</p> <p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (山崎悠治君)	<p>大変申しわけございません。決算委員会でした。訂正しておわびいたします。</p>
	馬場副議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p>
	馬場副議長	<p>日程第1、認定第1号、平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、認定第10号、平成24年度おいらせ町病院事業会計決算認定についてまでの10認定議案については、付託しておりました決算特別委員会での審査が終了した旨、報告がありましたので、決算特別委員長からの報告を求めます。</p> <p>決算特別委員長、演壇にて報告願います。</p>
	12番 (柏崎利信君)	<p>決算特別委員会委員長報告をいたします。</p> <p>去る9月5日、本会議において付託されました認定第1号、平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、平成24年度おいらせ町病院事業会計決算認定についてまでの10認定議案について、9月12日から、本日13日までの2日間にわたり決算特別委員会を開き、慎重に審査をした結果、いずれも認定すべきであるとの決定をいたしました。</p> <p>以上、決算特別委員会委員長の報告といたします。</p>
	馬場副議長	<p>委員長報告が終わりました。</p> <p>本案に対する決算特別委員長の報告は、認定であります。</p>

		<p>お諮りいたします。</p> <p>日程第1、認定第1号、平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、認定第10号、平成24年度おいらせ町病院事業会計決算認定についてまで、以上10認定議案を一括議題とし、質疑、討論、採決を一括して行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席) 馬場副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、認定第1号から、日程第10、認定第10号までを一括議題とすることに決しました。</p>
	馬場副議長	<p>日程第1、認定第1号、平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、認定第10号、平成24年度おいらせ町病院事業会計決算認定についてまで、以上10認定議案を議題とします。</p>
	馬場副議長	<p>これより、日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの10認定議案について、一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席) 馬場副議長	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これから一括して討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席) 馬場副議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これより、認定第1号から認定第10号まで、10件を一括して採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本認定議案は、決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席) 馬場副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号から認定第10号までは、認定することに決しました。</p>

委員長報告	<p>馬場副議長</p>	<p>日程第11、陳情第5号、「道州制導入に反対する意見書について」を議題といたします。</p> <p>審査を付託してありました総務文教常任委員会の委員長から、審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p> <p>総務文教常任委員長。</p>
	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>総務文教常任委員会委員長報告をいたします。</p> <p>陳情第5号、「道州制導入に反対する意見書」については、総務文教常任委員会に付託されたところであります。</p> <p>当委員会では、その付託を受けて、去る9月5日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審査を行いました。</p> <p>陳情の要旨は、道州制導入に関する法案が閉会中審査となっており、また、今後も与党からの法案提出が見られるが、これらは、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退することが明らかであることから、これに反対する意見書を可決し、地方自治法第99条に基づき、政府・国会に対し提出することを要請するものであります。</p> <p>審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては「採択」すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、総務文教常任委員会委員長の報告といたします。</p>
	<p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p>	<p>総務文教常任委員長の報告が終わりました。</p> <p>本件について、委員長報告は「採択」であります。</p> <p>この報告について質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これより、本件について採決します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、委員長の報告のとおり、「採択」とすることにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については、「採択」とすることに決しました。</p>
追加提案	<p>馬場副議長</p> <p>馬場副議長</p> <p>馬場副議長</p> <p>馬場副議長</p>	<p>追加提案の準備がありますので、ここで暫時休憩します。</p> <p>2時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時02分)</p> <p>休憩を取り消し、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時14分)</p> <p>去る9月6日に、町長から議案第73号、木ノ下小学校第2体育館建築工事請負契約の一部変更契約の締結についての1議案について、追加提案したい旨、申し出がありました。</p> <p>また、先ほどの陳情第5号の採択に関連して、総務文教常任委員会の委員長から、発議第1号、道州制導入に断固反対する意見書についてを追加提案したい旨、申し出がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>提出のありました議案第73号及び発議第1号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
提案理由の説明	<p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第73号は追加日程第12とし、発議第1号は追加日程第13として、議題とすることに決定いたしました。</p> <p>町長から、議案第73号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、演壇にてお願いいたします。</p> <p>議員各位におかれましては、本定例会最終日に追加提案させていただくことにつき、ご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。</p> <p>それでは、追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し</p>



		<p>9 6 条第 1 項第 5 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>馬場副議長</p> <p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3 番、平野議員。</p> <p>契約の仕方について確認をしたいと思います。</p> <p>土木工事の場合は、契約の中に「変更は認めない」というふうな条項があるというふうに聞いております。</p> <p>この今の契約変更については、入札要綱に「変更は認める」というふうに記載してあるのか、「土木工事については認めない」というふうな条項がちゃんとあるのに、この要綱については特段定めがないのか、そこがまず第 1 点、お聞かせください。</p>
答弁	<p>馬場副議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p>	<p>答弁願います。</p> <p>学務課長。</p> <p>ちょっとその要綱については確認しておりませんので、調べてから答弁したいと思います。</p>
	<p>馬場副議長</p>	<p>ほかに答弁はありませんか。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2 時 2 0 分)</p>
	<p>馬場副議長</p>	<p>休憩を解き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2 時 2 2 分)</p>
答弁	<p>馬場副議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>行政管財課長。</p> <p>大変中断させて申しわけありませんでした。</p> <p>契約書の中には、設計図書の変更という条項がありまして、「発注者は必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計書を変更することができる」という条項があり</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>ます。</p> <p>この条項については、土木、建築、一緒のものを使っておりますので、建築、土木とも同じであります。</p> <p>平野議員。</p> <p>発注者が変更を認めた場合はというふうなことですけれども、私は、今の説明の内容を聞きますと、盛り土とか天井の防カビ対策、これは事前に設計する段階で地形とかそういうふうなものもわかるわけで、何でこれが追加でやらなければならないのか。</p> <p>防カビ対策だって、本来は、私がこの土木工事で、小さい工事の場合はですよ、契約書に変更は認めないんだというふうなことをうたってあるというふうに私は聞いたんですけれども、まずそれは事実かどうか。それが、今話をした土木、そのほかの工事の場合は、それは発注者が変更を認めた場合はというふうなことですけれども、設計をした段階で、そのとおりに入札して、本来変更するということは、何か特異な事情とか、そういうふうなものがなければ変更は私はあり得ないと思うんですよ。そういうふうな要望が出てきて変更を認めていけば、私は何のために設計を組んで入札して工事を発注しているかというのはわかりませんよ。根拠がないのではないですか。</p> <p>設計があって金額が出てくるわけですから、そういうふうなものからいって、減るのだったらいいんですよ。見直しをしたら設計上やったのでこういうふうになり減額になりましたというのなら、なるほどなと思いますけれども、ふえるということは、ちょっと私は変更を認める発注者のほうの認識が甘過ぎると思いますよ。もっと最初からちゃんとチェックしていれば、こういうふうな部分での、本来あり得ないのではないですか。私はそれが理解できない部分。</p> <p>この土木工事で工事の中で「変更は認めない」という条項が、小さい工事の場合はあるかどうかまだ答えていませんから、これを答えていただきたいと思います。</p> <p>設計の積算された中に、本当にこの盛り土、防カビ対策、こういうふうなものが盛り込まれていないのを、なぜ今、実際に工事契約してから認めるのか。その2つ。もうちょっと詳しく説明を</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p>	<p>お願いします。</p> <p>学務課長。</p> <p>私は後段のほうをお答えしたいと思います。</p> <p>盛り土につきましては、当初、その土地の土をそのまま使う予定で設計を組んでいたところですが、黒土ということで、なかなか工事に適さないというふうなことが、これももっと設計を組む段階でその辺を把握していればよかったです。当初はそういうふうな認識で設計を組んだというふうなこと。それと、その後、黒土、そういう工事に適さないというふうなこともありますし、地権者、元の土地の所有者が使いたいというふうなこともありまして搬出したと。</p> <p>その工事の過程において、重機が入ったことによりまして、かなりまた沈下したと。ふだんからこの踏み固められたような土地でないためかどうかわかりませんが、結構沈下したのもあるということで、土を多目に入れなければならなくなったというふうなことがあります。</p> <p>それから、防カビにつきましては、これも当初の想定が甘かったといえばそれまでになりますけれども、反省しなければなりませんけれども、今の体育館の構造としましては、天井がむき出しになるような工法でございます。改めて工事に入りまして、いろいろ都度都度工程会議とか学校の先生方とも協議をしながら進めてきているところなんです。後々、カビが発生して変色とかそういったことになると、また後から足場を組んでその対処をしなければならないといったことを考えた場合に、また経費がかかるのではないかといたったようなことから、じゃ今の工事の過程において、その辺の対処もしようというふうなことで、今回、このように追加させていただくというふうなことでございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>行政管財課長。</p> <p>平野議員にお答えをいたします。</p> <p>契約については、同じものを使っておりますので条項は同じで</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>ありますけれども、実際に、軽微な変更については、増の場合は、そこは業者とのお話し合いの中で変更しないでやっているのが実例だというふうに聞いております。</p> <p>以上です。</p> <p>平野議員。3回目です。</p> <p>土木工事等の少額な部分については、増になるものを認めないと。今みたいに、盛り土のなんていうのは、結局、設計の段階でその黒土、そういうふうなものが、土地があるのに、さらにまた売買した地権者に利用させてほかの土を入れるというふうなことだったら、これは違うんじゃないですか。</p> <p>そこのところの土を、用地の提供者に無償で出したわけでしょう。それにまたほかのほうから予算を組んで盛り土をする。こういうふうなやり方でいいのかなというふうな。</p> <p>そして、現場の先生とかそういうふうな人の意見で変更する。何のために設計をしているのか。その前にちゃんとそういうふうな条件というのが想定されたら、それなりに対応すべきじゃないですか。</p> <p>私は、体育館だから天井むき出しでいいでしょう。講堂だったら天井張りますよ。防カビと云って、材質、そういうふうなものからいって本当にカビが発生するかどうかというのも確認したんですか。</p> <p>どうもそういうふうな発注してしまってからこういうふうな多額な金をつぎ込むということについてはもっと慎重に対応すべきだし、根拠をちゃんと明確にして提案してくださいよ。私は、これだと、この黒土運んだとか、そういうふうなのは、じゃどういうふうな形で、収入なんかはあるんですか。二重に使っているようなものじゃないですか。これらについて、今、小さい工事については軽微な変更は認めないと。大きいのは認めるというのなら合理性がないじゃないですか。弱いものに条件を付して、大きいものには条件を緩めるような契約の仕方というのは、私は納得できませんよ。やるんだったら、皆同じにやればいいんじゃないですか。このパーセンテージでいって1, 218万円なんていうのは、3億1, 000万円からいったら幾らもパーセンテージな</p>
-----------	------------------------------------	--

	<p>馬場副議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p>	<p>いんですから、このぐらいサービス工事でやれとか、そういうふうなのができなかったのか。もう1回お願いします。</p> <p>学務課長。</p> <p>土に関しましては、先ほども言いましたけれども、当初はそのまま使う予定でございました。ですけれども、黒土ということで、雨が、水を含んだ場合、なかなかうまくないということで、そういう現場には適さないというふうなことで搬出すると。</p> <p>それで、たまたま地権者が欲しいというふうなこともあったようですので、そういう作業をしたと。その結果、作業の過程において重機が入り、さらに沈下したことから、かなりの量が必要になったというふうなことでございます。</p> <p>それと、カビに関しましては、そういう試験的なところまではちょっと私は把握しておりませんが、そういったおそれがあるというふうなことで、あらかじめやっておいたほうが後々経費はかからないだろうというふうなことで判断してやったというふうなことでございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>行政管財課長。</p> <p>平野議員にお答えをいたします。</p> <p>軽微な変更の場合とはということで、そこについては金額等も少額である場合については、業者のほうと話し合いをしながら、そこはご理解をいただいてということで、これまでも運用しているということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>1 2 番、柏崎議員。</p> <p>ただいま、平野議員と当局とのやりとりを聞いていて、当局側は何か答弁に窮するような感じがして、そういうふう聞いていたんですが、ちなみに、この元地権者の方が欲しいといって使った黒土の量というのはどれぐらいでしょうか。</p>

答弁	馬場副議長	<p>答弁願います。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時34分)</p>
	馬場副議長	<p>休憩を解き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時36分)</p>
	馬場副議長	<p>学務課長。</p>
質疑	<p>学務課長</p> <p>(堤 克人君)</p>	<p>大変申しわけありません。</p> <p>あその土地、約3反歩あるんですけども、その表土ということで126立米を搬出しております。</p>
	馬場副議長	<p>柏崎議員。</p>
	<p>12番</p> <p>(柏崎利信君)</p>	<p>今、担当課長から答弁をいただきましたら126立米ほどというふうなことでございますが、このおいらせ町は農業者の方もたくさんおられます。来春になると、田んぼの苗代づくりに黒土を求めているろいろとみなどこさ電話して確保しなければならない状況が生まれてくるわけですが、一旦、町の所有となった土地で、その中の土も町のものなんだろうが、無償でどなたかに、特定の方に差し上げるというのはいかかなものかと。できれば、それはどこかにためておいて、春先にでも欲しい方があったら、皆農家の方々に、黒土の不足している時代だからあそこにあるからどうぞご自由に使ってくださいとか、1人何ぼまでとか、何とかと云ってくれば、非常に皆さん助かると思うんですよ。今本当に黒土も高いんですよ。だから、町としてもそういう細やかな配慮というのかな。特に町長なんかは第一次産業の振興もうたっているし、そういうふうな気遣いが欲しいなと思って聞いておりました。</p> <p>町長、どうでしょうか。町長のお考えもひとつ聞かせてください。</p>
馬場副議長	<p>町長。</p>	
答弁	町長	<p>今、柏崎議員が言っていることもわかりますし、確かに黒土は</p>

質疑	(成田 隆君)	貴重ですし、売買になっているはずですが。ただ、弁解ではないんですけども、あの畑の土はおそらく苗代には不向きだろうなと思っておりますけれども。 というのは、長芋を植えたりしても、地下の土と混ざって、表面は黒いんですけども、やはり、いろんな粗いものも入っているだろうし。ただ、理由はともかくとして、そういうこと、不適切な行為をしたということは大変残念に思いますし、また、これからは気をつけるようにしますし、させます。 以上です。
	馬場副議長	柏崎議員。3回目です。
答弁	1 2 番 (柏崎利信君)	承知しておりました。 ちなみに、元地権者の方は、その土をどのような用途にお使いになっていたのか。やはり、相当メリットがあるというお考えのもとに譲ってくださいというようなことになったかと思うんですが、私も後日参考のために、その話を若干聞かせていただければと思います。
	馬場副議長	学務課長。
	学務課長 (堤 克人君)	お答えいたします。 その後の土の用途については、こちらのほうでは把握しておりません。多分、農業用として使ったのではないかなというふうには推測しておりますけれども。 以上です。
	馬場副議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	馬場副議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
馬場副議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第73号について採決いたします。	

提案理由の説明	(議員席) 馬場副議長	<p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	1 2 番 (柏崎利信君)	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、追加日程第 1 3、発議第 1 号、道州制導入に断固反対する意見書についてを議題といたします。</p> <p>提出者であります柏崎利信総務文教常任委員長から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>総務文教常任委員長、演壇にてお願いします。</p> <p>発議第 1 号、道州制導入に断固反対する意見書についての提案理由を申し述べます。</p> <p>国会与党の自由民主党・公明党においては、道州制の導入を目指す法案の国会提出が見られ、また、野党の日本維新の会・みんなの党は、既に共同で道州制への移行のために改革基本法案を第 1 8 3 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査の扱いになっているところでございます。</p> <p>これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政の距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。こうした状況を断固阻止するために、道州制導入反対の意見書を政府・国会に提出するものであります。</p> <p>なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。</p> <p>何とぞ、趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
	馬場副議長  (議員席) 馬場副議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論に入ります。</p>

日程終了の告知	(議員席) 馬場副議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから発議第1号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場副議長	<p>以上で、本定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長。</p>
閉会宣告	町長 (成田 隆君)	<p>平成25年第3回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には、ご多用のところをご参集いただき、また提案いたしました全議案を議決賜りまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分踏まえ、行政運営に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>さて、記録的猛暑と言われたことしの夏も、そろそろ終わりに近づきつつあります。朝夕はめっきり涼しくもなりましたし、秋の気配を感じるようになりました。</p> <p>これから実りの秋を迎えるわけですが、ことしは天候に恵まれ、農作物の生育も順調に推移しており、豊作を期待しているところでもあります。</p> <p>また、今月20日から百石まつり、そして、27日からは下田まつりが、五穀豊穰と大漁を祈願し、県南地方最後を飾る秋祭りとして開催されます。</p> <p>議員各位には、ご参加、ご協力をよろしくお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで、会議を閉じます。</p>

	事務局長 (袴田光雄君)	<p>これもちまして、平成25年第3回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>大変ご苦労さまでした。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p>(閉会時刻 午後 2時45分)</p>
--	-----------------	---

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 25 年 12 月 5 日

議 長.....佐々木 光 雄

副 議 長.....馬 場 正 治

署名議員.....吉 村 敏 文

署名議員.....澤 頭 好 孝